

居宅サービス計画自己作成の手引き

令和2年6月（見附市健康福祉課 介護保険係）

1 ケアプラン自己作成について

介護保険サービスを利用する場合には、介護サービスをどのように受けるのか、その内容や日時等あらかじめ計画しておく必要があり、これを、「居宅サービス計画（ケアプラン）」と呼びます。このケアプランは、要支援または要介護者の心身の状態、生活環境、本人や家族の希望等を考慮し、必要とするサービスの種類・内容等を定める計画を立て、サービス事業者との調整をはかるものです。

ケアプランは、介護支援専門員（ケアマネジャー）と呼ばれる専門家に依頼することができますが、利用者や家族が自ら作成することもできます。

ケアプランを自己作成される場合には、サービス提供事業所とよく連絡を取り、ケアについての意見交換を積極的に行い、主治医や理学療法士等の専門家の意見を積極的に聞いたりしながら、調整していただくことをお勧めいたします。

2 居宅サービスの利用について

(1) 居宅サービスの利用には、要介護状態により1か月の支給限度額が設定されています。

利用限度額の範囲内であれば、1か月に利用したサービスの9割～7割が介護保険から給付され、自己負担は1割～3割となります。利用限度額を超えて利用したサービスの費用は、全額自己負担となります。

要介護度	支給限度基準単位	支給限度額（1ヶ月）
要支援1	5,032単位	50,320円
要支援2	10,531単位	105,310円
要介護1	16,765単位	167,650円
要介護2	19,705単位	197,050円
要介護3	27,048単位	270,480円
要介護4	30,938単位	309,380円
要介護5	36,217単位	362,170円

(2) 居宅サービスには、下記のサービスがあります。

※サービス事業者の情報は、見附市ホームページの「見附市高齢者福祉サービスのしおり」にて確認してください。

● 訪問サービス

(ア) 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、排泄・食事・入浴などの身の回りのお世話や家事の援助を行います。

(イ) 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が、自宅での入浴が困難な方のご家庭に移動入浴車で訪問して、入浴介護を行います。

(ウ) 訪問看護

主治医の指示にもとづき、医療機関や訪問看護ステーションの看護師がご家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。

(エ) 訪問リハビリテーション

主治医の指示にもとづき、理学療法士や作業療法士がご家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練（リハビリ）を行います。

(オ) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などがご家庭を訪問して、要介護認定を受けた方やそのご家庭等に療養上の管理、指導または相談・支援を行います。
※この金額は、ケアプランの上限額の範囲には含まれません。

(カ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回または随時通報により居宅を訪問し、安心して生活を送ることができるよう援助を行うとともに、療養生活を支援し、機能回復を目指します。
※要支援の方は、利用できません。

● 通所サービス

(ア) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどの施設に通い、入浴・食事の提供・日常生活のお世話や生活機能訓練などを行います。また、要支援の方は、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

(イ) 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院に通い、機能訓練や入浴・食事の提供を行います。また、要支援の方は、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

● 短期入所サービス

(ア) 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴・食事の提供・日常生活のお世話や機能訓練（リハビリ）などを行います。

(イ) 短期入所療養介護（ショートケア）

介護老人保健施設に短期間入所し、医学的管理のもとに入浴・食事の提供・日常生活のお世話や機能訓練（リハビリ）などを行います。

● 福祉用具の貸与（レンタル）

(ア) 手すり（工事を伴わないもの）

(イ) スロープ（工事を伴わないもの）

(ウ) 歩行器

(エ) 歩行補助つえ

(オ) 車いす

(カ) 車いす付属品（クッション等）

(キ) 特殊寝台

(ク) 特殊寝台付属品（マット、サイドレール等）

(ケ) 床ずれ防止用具

(コ) 体位変換器

(サ) 認知症老人徘徊感知機器

(シ) 移動用リフト（つり具の部分を除く）

(ス) 自動排泄処理装置

※ (オ)～(シ)は、原則、要支援1・2、要介護1の方は貸与できません。

ただし、一定の条件により貸与が認められる場合もあります。

(ス)は原則、要介護4・5の方のみ貸与できます。

● その他のサービス（給付管理は必要ないもの）

1 福祉用具の購入

毎年4月からの1年間で、支給限度額が10万円です。（1割～3割は自己負担）

(ア) 腰掛け便座

(イ) 自動排泄処理装置の交換可能部品

(ウ) 入浴補助用具

(エ) 簡易浴槽

(オ) 移動用リフトのつり具部分

※ 指定を受けていない事業所から購入した場合は支給の対象にはなりません。

原則、同一商品を再購入した場合は、支給対象にはなりません。

この金額は、ケアプランの上限額の範囲には含まれません。

2 住宅改修

事前申請が必須で、支給限度額が20万円です。（1割～3割は自己負担）

- (ア) 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの設置
- (イ) 床の段差解消
- (ウ) すべり防止などのための床または通路面の材料の変更
- (エ) 引き戸などへの扉の取り換え
- (オ) 洋式便器等への便器の取り替え

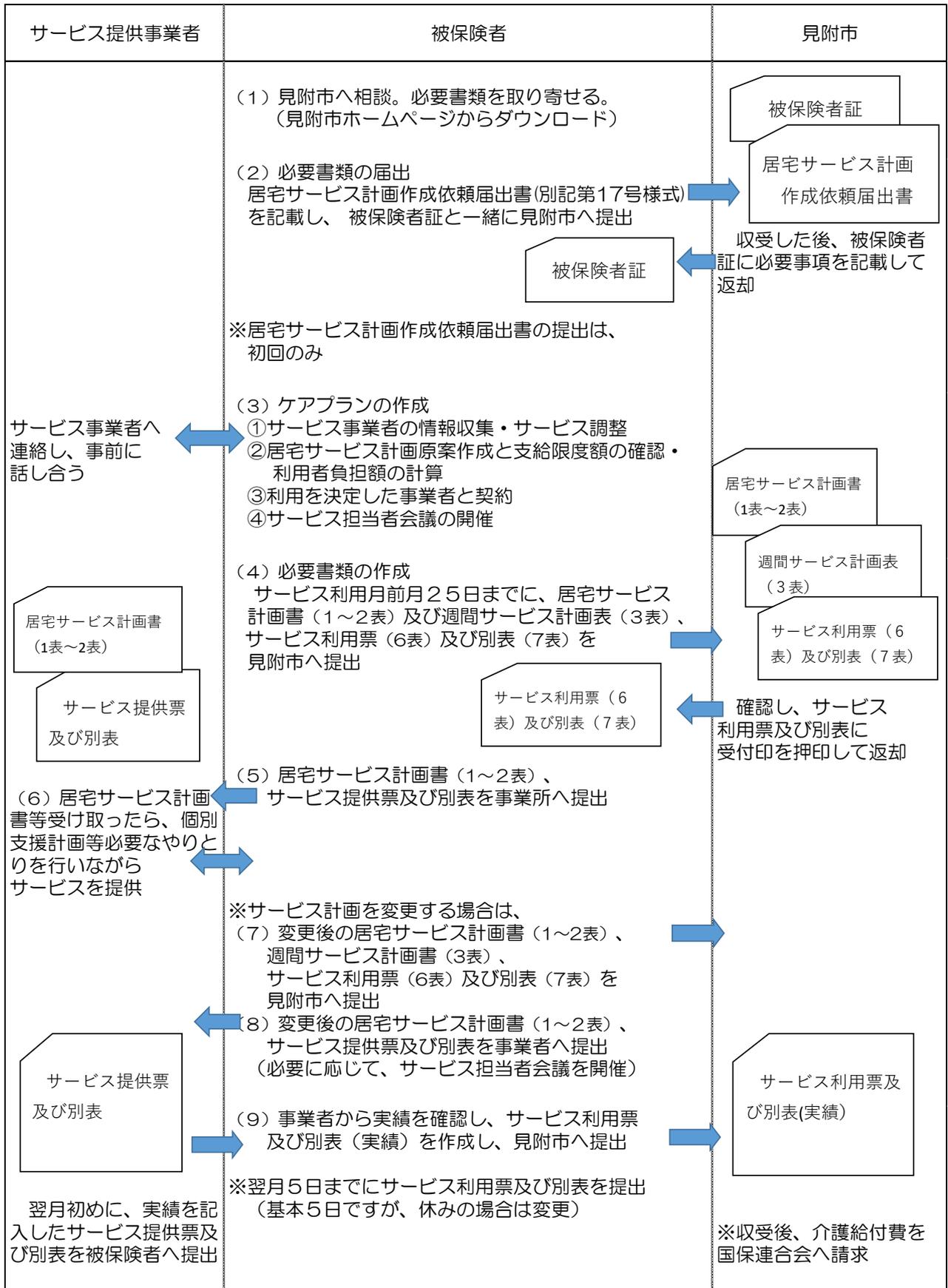
※ この金額は、ケアプランの上限額の範囲には含まれません。

3 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の泊りを組み合わせて、多機能なサービスを受けることができます。

※ 事業所のケアマネジャーが担当するため、ケアプランの自己作成はできません。

3 自己作成の手順について



- (1) 居宅サービス計画の自己作成を行う被保険者の方は、見附市へご相談いただき、必要書類を取り寄せてください。(見附市ホームページからダウンロードできます)
- (2) 「居宅サービス計画作成依頼届出書(別記第17号様式)」を記載し、「被保険者証」と一緒に見附市へ提出してください。 ※初回のみ必要
(見附市は、自己作成と記載した被保険者証をお返しします。)
- (3) ご自身で、利用するサービス事業者へ連絡して、話し合い、サービス提供への了解を得て、契約してください。ケアプラン作成にあたっては、利用する事業者と関係者が情報共有しサービス調整するために、サービス担当者会議を行ってください。
- (4) 原則として、サービス利用月の前月25日までに「居宅サービス計画書(第1表～2表)」及び「週間サービス計画表(第3表)」、「サービス利用票(第6表)」及び「サービス利用票別表(第7表)」を見附市へ提出してください。
※翌月以降は、サービス計画に変更がなければ、「サービス利用票(第6表)」及び「サービス利用票別表(第7表)」のみの提出で構いません。
(見附市は、「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」を確認後、受付印を押印し、お返しします。)
- (5) 「居宅サービス計画書(第1表～2表)」及び利用票に基づき作成した「サービス提供票」、「サービス提供票別表」をサービス事業者へ提出してください。
※翌月以降は、サービス計画に変更がなければ、「サービス提供票」及び「サービス提供票別表」のみの提出で構いません。
- (6) サービスの利用を開始します。サービス期間中のサービス提供事業者との連絡調整は、ご自身で行ってください。
- (7) ケアプラン等の提出後、サービス計画を変更する場合は、変更後の「居宅サービス計画書(第1表～2表)」及び「週間サービス計画書(第3表)」、「サービス利用票(第6表)」、「サービス利用票別表(第7表)」を見附市へ提出してください。
(見附市は、「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」を確認後、受付印を押印し、お返しします)
- (8) 変更後の「居宅サービス計画書(第1表～第2表)」及び「サービス提供票」、「サービス提供票別表」を、サービス事業者へ提出してください。

(9) 翌月初めに、サービス提供事業所から報告を受けた実績に基づいて、サービスの利用実績を記入した「サービス利用票（第6表）」及び「サービス利用票別表（第7表）」を5日までに、見附市へ提出してください。

（見附市は、サービスの利用実績をもとに、給付管理票を作成し、国保連合会に提出します。）